

社団法人・財団法人

旧民法

今でも一般社団法人法152条2項があつて、財団法人を設立する意思を表示することができる。ただ遺言執行者が定款を作成するところからスタート。

全所得課税と収益事業課税

法人4 I 但書 公益法人等または人格のない社団等は 収益事業を行う場合

公益法人等 別表2

非営利型法人

非営利性が徹底されている(法法2⑨2イ)

共益活動を目的とする(同ロ)

令3 II、規則2条の2 I

非営利型法人は一般社団法人または一般財団法人(令3 I)

一般社団法人または一般財団法人は公益法人等(非営利型に限る)(別表2)

法基通1-1-8

特定の個人に利益を与えると全所得課税

つまり寄付も益金

収益事業

中間法人は社員に共通する利益を図ることを目的とする
って面白いな

主務官庁がないから会社法に似せて作りますと

相続税の対象としない 措置法70

特定の公益法人 令40の3

(雑)

独立行政法人

国立大

自動車安全運転センター、法テラス等

公益社団法人及び公益財団法人

学校法人

社会福祉法人

持分の定めのない法人に贈与等した場合 相続66

贈与税相続税を不当に減少する結果となる場合は法人を個人とみなして贈与税相続税を課す
「不当に」は余計だろこれ。と思ったけどそうじゃないのか。

組織運営が適正である・等の場合は不当ではない。つまり減少してもいいのね。令33Ⅲ。

適正は、資産課税情報14号(平成20年7月25日国税庁)の通達15

理事6名以上、監事2名以上

役員等にその地位にあることにのみ基づき給与等を支給しない

総会に提出された資料を調査する者を選任する動議55

延期続行56

会計監査人の出席を求める109Ⅱ

議長不信任

これ以外は議長に裁量があるって面白い

設立は準則主義、公益認定は分離、

法人税では非営利型法人を収益事業課税

非営利型法人の定款規定

非営利が徹底された法人は剰余金とか残余財産

共益的活動を目的とする法人は目的

27条、社員が一般社団法人の経費を支払うというのは分からなくて、法人としては収益なんですとか無限責任や連帯責任の一種なんですとかというのがあったけど、共益的活動の要件に会費の額を定款又は社員総会で定めるというがあるので、これがないと会費が課税になるというわけか

36条1項、定時社員総会は、毎事業年度終了後一定の時期に招集しなければならないのなら、この一定の時期は定款の絶対的記載事項なのでは？

電子提供措置 令和4年9月から

社員総会参考書類、議決権行使書面及び計算書類・事業報告及び監査報告について、WEBサイトに掲載する方法

基金の募集は募集株式とそっくりだけど、基金を引き受ける者に何の利益があるのか、株式と同じでいいんですかねこれ

監事の選任に関する議案を社員総会に提出するには監事の同意が必要72

会社法？

社員総会の特別決議って会社よりずいぶんハードル高い今更。49Ⅱ

社員に剰余金又は残余財産の分配を受ける権利を与える定款の定めは無効

11Ⅱ 配当分配は無効

無効なのに非営利の要件になっていたり、

無効だけど決議はできる運用とかなってませんか

解散した一般社団法人又は一般財団法人は、社員総会又は評議員会の決議で残余財産を社員又は設立者に分配することも禁止されていないとされており(法第 239条第2項参照)、公益認定や税法上の観点から、後述のとおり、非営利性を徹底させるため、残余財産を社員又は設立者に分配しない旨を定款に定めることが必要とされる場合がある(公益法人認定法第5条第18号、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第9号の2、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第3条第1項第2号、同条第2項第5号参照)。

定款の定めは効力を有しない

35条3項

社員に剰余金を分配する旨の決議をすることができない

設立時に財産を抛出してしまえば寄付金課税の余地はないのかな
普通法人にならないように注意、というわけか

財団法人の目的(153 I ①)

目的と、その目的を達成するために行う事業

非営利は定款規定までは求めないが

法人税法施行令3条1項、合計数が3分の1以下ならいい

措置法70条、これは相続税の対象としないというわけで本当に公共財産になってしまう

持分の定めのない法人に贈与等した場合、相続税贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められる場合は法人を個人とみなして相続税を課す(相続66条)
んで不当に減少するか判断する施行令33条3項で、定款規定を求めている
さらに理事6名以上等、本当に公共財産になってしまう

相続税を納付するという選択か

不動産賃貸は収益事業なのでは。

外国人が財団法人を設立した場合に贈与税課税の心配がないのは、
収益事業課税だからではなく、当該贈与又は遺贈をした親族等の相続税贈与税の負担が不当に減少する場合に当たらないからだなこれ・・・

66条4項、2項

65条 特別の利益を受ける者に対する課税

66条4項 持分のない法人に対する課税

33条3項、法人税等控除できるが。

法人が財産の拠出を受けて課税を受けない場合なんてあるのか
資本金のようなものと思っていたけど違うんじゃないの。66条2項。

そうすると

設立時に拠出するかどうかは関係ないなこれ

収益事業課税といっても不動産管理や金融は収益事業なんだよ
寄付は事業にならない

そうすると

まずどうしても益金は立つので30%。
贈与は困るので遺言ですね。

まとまってきました...

相続税を回避できても法人税はかかるというこっちゃ
相続税を回避するためには理事6人とか、設立者に有利なことをしてはいけないとか、
評議員の選任に委員会が必要
予算や決算や定款変更は評議員会の議決が必要とか

重要な財産処分は理事会の権限か
なら
地位にのみ基づいて報酬を支給してはいけない
→目的に、活動環境の

つまり合わないので、相続税は払う。
というか法人税を払う。

いや利息配当は収益事業ではない
というか事業ではない

そうすると非収益で利息配当は非課税とか、
それよりなにより、「非営利型が寄付を受けたら」
それは収益事業ではないのだから法人税が課されない

理事会設置一般社団法人の場合
業務執行の決定は理事会 90

業務執行は代表理事または業務執行理事 91
理事会は各理事が招集 93 I 定款規定あり

あれ、でも58条で決議省略する場合は全員同意だから、招集手続不要
提案するのが理事か理事会かだけど
理事でいいんじゃないの